## 奈良市みどりの基本計画策定委員会開催要領

(趣旨)

第1条 都市緑地法(昭和48年法律第72号)第4条第2項の規定に基づく緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画(以下「奈良市みどりの基本計画」という。)の策定に当たり、外部の視点からの意見又は助言を求めるため、奈良市みどりの基本計画策定委員会(以下「委員会」という。)を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

## (意見等を求める事項)

- 第2条 委員会において意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。
  - (1) 奈良市みどりの基本計画に関する基本的な方針に関すること。
  - (2) 奈良市みどりの基本計画策定の進捗状況に関すること。
- (3) その他奈良市みどりの基本計画策定に関し市長が意見を求める必要があると認める事項

(参加者)

- 第3条 市長は、次に掲げる者のうちから、懇話会への参加を求めるものとする。
  - (1) 学識経験のある者
  - (2) 専門知識を有する者
  - (3) その他市長が必要と認める者
- 2 前項の場合において、市長は、原則として、同一の者に継続して委員会への参加を求める ものとする。

(運営)

- 第4条 委員会の参加者は、その互選により委員会を進行する座長を定めるものとする。
- 2 市長は、必要があると認めるときは、委員会に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、公園緑地課において処理する。

(施行の細目)

第6条 この要領に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が定める。

附則

この要領は、令和5年9月13日から施行する。